

協議事項 1

多賀城東部線に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2項に掲げる運賃設定協議が調っていることの証明書について

65歳以上の高齢者や障害者の市民を対象に実施している社会実験の終了に伴い、新たな運賃を令和7年10月1日から設定する。

【協議事項】

(1) 運送の区間

起点	主な経由地	終点
国府多賀城駅	多賀城駅	汐見台中央

(2) 運賃の種類、額及び適用方法

ア 対象者：65歳以上または障害者（障害者手帳所持者）である多賀城市民

イ 運 賃：無 料

ウ 適用条件：スマートフォン等からバス運賃無料証明書（以下「証明書」という。）の電子申請を行い、該当となる方へ「証明書」の画像データが多賀城市から付与される。

その付与された「証明書」の画像をバス降車時にバス運転手に提示することによってイ 運賃が適用となる。

(3) 適用する期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日までを予定

※制度内容・証明書案は別紙1、別紙2参照